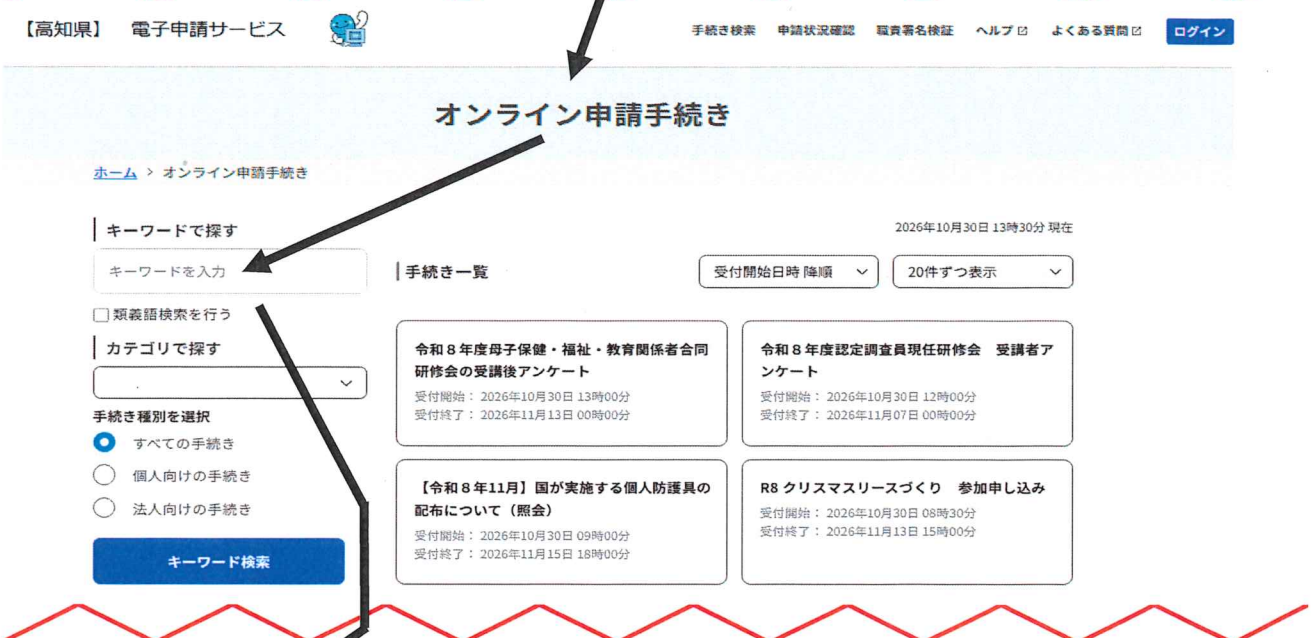






※ 左の例の場合、“ 建設リサイクル ” と入力すると、「建設リサイクル法届出（法第10条第1項）」及び「建設リサイクル法変更届出（法第10条第2項）」が出現する。

なお、「解体工事業登録申請（電子収納）」は、当事務所の担当外である。



※ 官公庁を対象とした「建設リサイクル法の通知書（法第11条通知）」については、一般財団法人日本建設情報総合センター運営の「コプリス・プラス」で、通知可能であるが、その説明は 割愛する。